

別添1

令和7年度岡山県外国人介護人材研修支援事業（介護技能向上のための研修）  
業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度岡山県外国人介護人材研修支援事業（介護技能向上のための研修）

2 業務の目的

県内の介護サービスを提供する事業所に就労する一定の介護技能等を有する外国人介護人材を対象に、介護技能の向上を目的とした研修を実施し、介護現場における円滑な就労・定着を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月15日まで

4 委託契約限度額

2,371,000円以内（うち消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務内容

業務受託者は、次により研修を開催するものとする。

(1) 研修対象者

県内の介護施設等で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人（以下「研修対象者」という。）

(2) 事業内容

ア 集合研修

内 容	介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容とすること。 （「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等） また、研修は講義（座学）のみならず、演習やグループワークも取り入れた内容とすること。
開催方法	集合形式
実施回数 及び期間	2回以上実施すること。 1回の研修は、ウの交流会を含め3日間で修了する内容とする。
定 員	1回の研修につき20名程度
会 場	会場の設定は、公共交通機関の便や駐車場の有無を勘案し、受講希望者が参加しやすい環境を整えることに努めるものとする。 県南地域にあつては岡山市又は倉敷市、県北地域にあつては津山市などの主要都市での開催に留意する。

## イ 訪問研修

内 容	講師を介護事業所等へ派遣し、研修を実施する。 研修内容は、アの集合研修と同じ内容とする。
開催方法	訪問形式
実施回数 及び期間	実施回数は定めないが、委託限度額は、4回の実施を想定したものである。 1回の研修は、2日間で修了する内容とする。
定 員	1回の研修は、原則5名以上で実施し、最大20名程度とする。
会 場	申込のあった介護事業所等を想定。 業務受託者は、申込のあった者と調整のうえ会場を設定する。

## ウ 交流会

内 容	研修対象者への学習効果を向上することや、地域の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、日本語の勉強方法のほか介護現場や日常生活について話し合うなど、情報交換を行う場を確保する。
開催方法	集合研修のカリキュラム内で実施する。

### (3) 研修体制

研修対象者の受入状況や就労場所の地理的要因等を踏まえ、集合研修と訪問研修を併用し実施すること。

研修講師は、外国人の介護職員を対象として、介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

### (4) 受講料

受講料は無料とする。ただし、研修会場までの交通費については、受講者又は介護事業所等の負担とする。

### (5) 受講者の募集

参加申込の募集案内は、業務受託者が行う。

受講者の募集に当たっては、県、各種団体等に協力を依頼し、広く研修の周知を図り、多くの受講者が確保できるよう努めるものとする。

定員超過、受講調整等の対応については別途県と協議する。

### (6) 研修成果等の確認

研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

## 6 事業実績報告書の提出

業務受託者は、この事業が終了したときは、遅滞なく別に定める事業実績報告書を作成し、研修の資料及び参加者名簿を添付の上、県に提出するものとする。

## 7 留意事項

- (1) 本業務において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 個人情報の取扱いについては、岡山県個人情報保護条例第13条の規定を遵守し、個人情報について安全確保の措置を講ずるものとする。
- (3) 研修業務実施中の事故には傷害保険等で備え、万一事故が発生した場合は、業務受託者が対応するものとする。
- (4) 業務受託者は、業務の執行状況及びその収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、業務完了後5年間保存するものとする。
- (5) 業務の実施に関して疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。その際、企画提案書に記載の内容は協議の上、変更する場合がある。
- (6) 本業務は、事前に委託者の承諾がある場合を除き、第三者に委託してはならない。